

「指定短期入所生活介護・介護予防事業所 桃山台ホームショートステイサービス」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
兵庫県指定第 2870800444

当事業所はご契約者に対し指定短期入所生活介護・介護予防サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所経営法人

法 人 名	社会福祉法人 恵 生 会
代 表 者	理事長 石坂 克彦
所 在 地	神戸市垂水区桃山台5丁目 1139 番地 3
電 話 番 号	(078) 751-0006
FAX 番 号	(078) 751-7770
設立年月日	平成7年10月16日

2. 事業所の概要

建物の構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上3階建		
延床面積	3,330.13㎡		
併 設 ・ 近 隣 事 業	事業の種類	事業所指定番号	利用定員
	(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム桃山台ホーム	2870800246	56人
	(通所介護・介護予防通所サービス) 桃山台ホームデイサービスセンター	2870800402	1日 30人
	(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型 共同生活介護) グループホーム桃山台	2870800436	8人
	(居宅介護支援事業) 桃山台居宅介護支援事業所	2870800089	—
	(介護予防支援事業) 桃山台あんしんすこやかセンター	2800800019	—
	(ユニット型地域密着型介護福祉施設) サテライト特養ももやまだい	2890800143	28人

3. 事業所

事業所の種類	指定短期入所生活介護・平成12年4月1日指定 指定介護予防短期入所生活介護・平成18年4月1日指定 兵庫県287080044号
事業所の目的	要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
事業所の名称	桃山台ホームショートステイサービス
管 理 者	施設長 石坂 恵美子
事業所の所在地	神戸市垂水区桃山台5丁目1139番地3
事業所までの交通機関	・JR又は山陽電鉄ご利用の場合 「垂水駅」で下車、山陽電鉄バス23系統（垂水駅東口発）に乗車し、「桃山台3丁目」で下車、北東へ約500m ・市営地下鉄ご利用の場合 「名谷駅」で下車、山陽電鉄バス・神戸市バス15系統に乗車し、「桃山台3丁目」で下車、北東へ約500m ・お車をご利用の場合 第2神明道路「名谷IC」より北東へ約2km
電 話 番 号	(078) 751-0006
FAX番号	(078) 751-7770
開設年月日	平成8年4月1日
利 用 定 員	1日／14名
窓口受付時間	平日 午前9時00分から午後5時30分まで
サービス実施地域	神戸市垂水区

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護・介護予防サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

生活相談員	ご契約者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介 護 職 員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。
看 護 職 員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護・介助等も行います。

介護支援専門員	ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。 （ご利用期間が3日間以上の場合）
管理栄養士 （又は栄養士）	ご契約者に栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した献立を作成し、栄養管理を行います。管理栄養士（又は栄養士）を配置しています。
機能訓練指導員	ご契約者の状況に適した機能、生活リハビリを取り入れ心身的機能、身体的機能の低下を防止するようにつとめます。1名の機能訓練指導員を配置しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び送迎。

〔サービス利用料金〕

ご契約者の要介護度に応じた介護サービス利用料金から介護給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

要介護度別利用料金につきましては、【別紙】の通りです。

表記料金はあくまでも1日あたりの目安です。実際の精算額とは、端数処理の関係上、若干異なります。

介護保険支給限度額を超えた場合のご利用については、超過単位数分が全額自己負担となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

〔サービスの概要と利用料金〕

① 食 費

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

料 金 ： 1日 1, 445円（朝食230円 昼食700円 夕食515円）

※ 所得額に応じて負担軽減制度が設けられております。

② 滞在費

居室につきましては、従来型個室と多床室をご用意しております。

料 金 : 従来型個室 1, 171円 (1日あたり)

多 床 室 855円 (1日あたり)

R6.8.1～ : 従来型個室 1, 231円 (1日あたり)

多床室 915円 (1日あたり)

※ 所得額に応じて負担軽減制度が設けられております。

③ 理髪・美容

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

利用料金 : 実 費

④ 複写物の交付

サービスの提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

料 金 : 1枚10円

⑤ 送迎代 (サービス実施地域以外)

ご契約者の希望により、サービス実施地域以外の居住地への送迎を希望される場合は、居住地から施設までの距離に応じて精算させていただきます。

料 金 : 1kmにつき100円

⑥ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望による特別なレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金 : 材料代等の実費をいただく場合があります

⑦ テレビ貸し出し

利用期間中のテレビの貸し出しを行っております。

料 金 : 1日につき100円

※ 経済状況の変化その他のやむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変化の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

6. ご利用について

(1) 利用申し込み

利用申し込みは、担当ケアマネジャーを介してお申し込み下さい。

(2) 利用の中止・追加・変更

- ① ご契約者は、利用期日前において、短期入所生活介護・介護予防サービスを中止又は変更することができます。この場合には、ご契約者はサービス利用日の3日前までに

事業者申し出て下さい。

- ② ご契約者が事前に何ら申し出なく利用中止した場合は、所定の取消料をお支払い戴きます。取消料は、3日前午後5時まで中止を申し出た場合は無料、その後の中止の場合は1,000円です。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

(3) 利用料の支払方法

利用初日に利用期間分の料金をご持参下さい。

7. 契約の解除について

- (1) ご契約者は、契約の全部又は一部を解除することができます。この場合には、ご契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知して下さい。
- (2) ご契約者・ご家族等からの暴力や性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（過剰なサービス要求）により、施設職員の就業環境が害される場合は、契約を解除する場合があります。

8. 相談窓口について

当事業所における苦情やご相談は以下の担当者が受け付けます。

(1) 利用相談窓口

担当者：生活相談員 仲嶋 泉

(2) 苦情受付窓口

担当者：生活相談員 仲嶋 泉

責任者：施設長 石坂 恵美子

第三者委員：中後 寛（社会福祉施設 理事長）・片庭 典子（社会福祉施設 元施設長）

(3) 行政機関その他受付機関

兵庫県国民健康保険団体連合会：電話番号（078）332-5617
受付時間（平日） 8：45～17：15

神戸市監査指導部介護保険担当：電話番号（078）322-6242
〃 高齢者虐待通報専用電話：電話番号（078）322-6774
受付時間（平日） 8：45～12：00
13：00～17：30

神戸市消費生活センター：電話番号（078）371-1221
受付時間（平日） 9：00～17：00

9. 秘密の保持について

業務上知り得た個人情報については、秘密を保持いたします。但し、サービス担当者会議等においてご契約者の個人情報を用いる必要があります。

個人情報を用いる際には、ご契約者もしくはご家族の同意を得てから行います。又、その際、同意書の提出を求めることがあります。

個人情報の活用は、介護サービスの円滑な提供に必要な最小限のものといいたします。

１０．虐待の防止について

ご契約者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。

１１．身体拘束について

ご契約者に対し身体拘束を原則廃止します。但し、ご契約者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にてご説明し、同意を得るようにいたします。

１２．緊急時の対応について

サービスの提供中にご契約者に病状の急変が生じた場合は、主治医またはご契約者があらかじめ届け出た連絡先へ連絡するとともに、必要な処置を行います。

１３．事故発生の防止及び発生時の対応について

安全かつ適切に、サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備いたします。また、サービス提供等に事故が発生した場合、ご契約者等に対して必要な措置を講じます。

１４．業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、ご契約者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

※感染症や非常災害の発生時は、職員の出勤率に応じた必要最低限のサービス提供となります。

１５．記録の保管について

サービスの提供の記録の保管については、期間を５年といたします。

ご契約者本人およびご家族に限り、記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付ができます。

１６．損害賠償責任について

(１) 損害賠償

サービスの実施にともなって、故意又は過失が認められる場合には、ご契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、ご契約者に故意又は過失が認められる場

合には、事業者が損害賠償責任を減じることができるものとします。

(2) 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を負いません。とりわけ下記に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② ご契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(3) 損害賠償保険加入先：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

「介護保険・社会福祉事業者総合保険」

17. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じ、重要事項が変更された場合に、ご契約者にその内容を書類交付し口頭で説明いたします。その変更内容に同意戴いた場合は、同意書に署名・捺印を戴く場合があります。